

# 教育委員会会議録

令和6年5月15日(水) 午後1時30分 開会  
午後2時22分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

飯田靖教育長、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員、野杵晃充委員  
内田智子委員

## 3 出席した職員

川口佐織事務局長、坂川智次長兼管理部長、橋本具征教育部長  
高木健一教育改革監、山脇正成総合教育センター所長、佐藤孝総務課長  
中野幸治財務施設課長、大谷健二教職員課長、清貴康福利課長  
小野内茂喜あいちの学び推進課長、加納澄江高等学校教育課長  
尾本国博義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長  
長坂昌彦ICT教育推進課長、木全貴治中高一貫教育室長  
井手史朗財務施設課担当課長、稲垣正博あいちの学び推進課担当課長  
片山達仁高等学校教育課担当課長、前田憲一高等学校教育課担当課長  
川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項(1)令和6年秋の叙勲候補者選考の代決については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

### (1) 令和6年秋の叙勲候補者選考の代決について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

### (2) 工事請負契約の変更について

中野財務施設課長が、工事請負契約の変更について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (3) 損害賠償の額の決定及び和解について

中野財務施設課長が、損害賠償の額の決定及び和解について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (4) 国家賠償等請求事件について

大谷教職員課長が、国家賠償等請求事件について報告。  
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

## 6 請願

請願第2号「体罰」に関する処分について再検討するよう求める請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(度會委員)

鼓膜損傷全治1か月ということであるが、どの程度の怪我なのか。

(大谷教職員課長)

外傷性鼓膜穿孔といって、鼓膜に異物が当たることや急激な気圧の変化によって鼓膜が破れてしまうことがある。鼓膜は再生能力が高く、小さな鼓膜穿孔であれば、多くの場合は2週間から4週間で自然に閉鎖する。当該児童の場合も外科手術は不要、経過観察となり、治癒している。

(度會委員)

今回の処分についてはどのように判断したのか。

(大谷教職員課長)

体罰に係る処分判断は、非違行為報告書や申立書等で確認した事実を懲戒処分の基準に照らし合わせ、暴行の方法やその行為の強さ、回数や執拗性、常習性の有無、被害児童生徒の怪我の程度、当該事案が発生した背景や経緯、当該講師の職責等を考慮し、総合的に判断している。

今回の事案では、平手打ち、全治1か月の損傷、その場限りの単発の行為で執拗性がなく、過去に体罰による処分を受けていない等の理由を考慮し、戒告処分とした。なお、事案ごとの判断に著しい不均衡が生じないように、過去の事例や他県の事例も確認している。

(度會委員)

過去に同様の処分事案はあるのか。

(大谷教職員課長)

過去10年間を調べたが、鼓膜損傷させたことによる処分事案はなかった。

体罰で戒告とした事案としては、顔面を平手打ちしたことにより鼻骨を骨折させた例、頭部を平手打ちしたあと、再度平手打ちしようとした指先が生徒の眼鏡に当たり破損させた例、複数の生徒に対し、尻を蹴ったり頭突きをしたり、顎を捕まえて壁に押し付けたりしたという例がある。

(度會委員)

同様の事案で、他県の処分ではどのようなものがあるのか。

(大谷教職員課長)

2023年、三重県において、県立高校に勤務する教諭が、指導を聞き入れなかったとして男子生徒3人を平手打ちし、うち1人に鼓膜が破れる全治2週間の怪我を負わせ、戒告処分となったという事案がある。

(飯田教育長)

懲戒処分については基準が決まっており、事案によって不均衡があってはいけない。また、社会の状況等に合わせて量定をしっかりと見直ししていく必要がある。前例や他県の類似例を確認するのは、量定を決める際他のものと著しく乖離していないかということを確認するためであり、処分の決定においては、このような確認をした上で慎重に判断をしている。

請願第3号 職員処分において、「事情聴取の記録のない処分」は、正確性に欠け、処分に対して公平を欠くことになるので、事情聴取の記録を作成させ(提出させ)、処分審査における、処分時の関係職員に配布後、処分等を行うことを、もとめる請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

教職員課において、職員処分に関する聞き取りを行っているのか。また、聞き取りを行っている場合は、なぜその記録文書を作成していないのか。

(大谷教職員課長)

聞き取りは行っている。

懲戒処分となる事案については、所属長から非違行為報告書、本人から申立書を提出させ、県教育委員会において非違行為の事実関係をまとめた審査表を作成している。審査表の作成にあたり、非違行為報告書や申立書の内容、処分判断に必要な情報の不足部分を確認する必要があるため、非違行為を行った教職員、所属長から聞き取りを行っている。

非違行為報告書には、事案に関する内容等が詳細に記録されており、申立書には、本人が認めた非違行為の内容や動機、反省等が、本人の自由意思に基づき記載されている。また、審査表には聞き取りによって確認した事項を含め、処分に必要な情報が記載されている。処分審査にあたっては、これらの文書で十分足りるため、聞き取りの記録は必要ないと考えている。

(河野委員)

請願にはメモについて記載があるが、メモはどのように扱われているのか。

(大谷教職員課長)

教職員課において、聞き取りの際、審査表を作成する職員は必要に応じてメモを取る場合があるが、あくまでも審査表作成のための個人の備忘的なメモであり、行政文書として扱われることはない。メモは、審査表完成後に処分している。

請願第4号 2024年度の教科書展示会に関する請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(野杵委員)

教科書センターや教科書展示期間の発表についてはどのようになっているのか。また、土日ともに休館日とする教科書センターは、どのくらいあるのか。

(尾本義務教育課長)

本県では、教科書展示会の開催にあたり、教科書センター名、利用施設名、電話番号、教科書展示期間について、例年、5月中旬に義務教育課のホームページで公開していた。今年度からは、利用者の利便性を高めるため、展示時間、休館日を加え、5月2日から公開した。

教科書センターについては、図書館等29施設で開設をしているが、施設の事情等により、土日ともに休館日となる教科書センターは5施設ある。県内8つの採択地区で見れば、各採択地区内に必ず土日開館の教科書センターが確保されているが、なるべく土日に開館している施設で開催できるよう、市町村に依頼をしていく。

(野村委員)

県民の意見・感想等記入用紙の開示について、どのように考えているのか。

(尾本義務教育課長)

県民の意見・感想等記入用紙については、広く県民から教科書に関する率直な意見を収集するために作成していたが、その様式は開示することを前提としたものではなかった。そのため、これまでは不開示としてきたが、令和2年度に同様の請願があり、様式の見直しについて検討していくこととした。その後、検討を重ねた結果、県民からの意見を収集するパブリックコメントと同様に、基本的に個人情報以外はすべて開示することとし、今年度の中学校教科書の採択替えに併せ、様式を変更する予定である。

## 7 議案

### 第10号議案 愛知県立学校管理規則の一部改正について

小野内あいちの学び推進課長が、愛知県立学校管理規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

### 第11号議案 愛知県立中学校学則の制定について

小野内あいちの学び推進課長が、愛知県立中学校学則の制定について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

### 第12号議案 令和6年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について

加納高等学校教育課長が、令和6年度愛知県立高等学校秋季入学者募集について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

### 第13号議案 令和7年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について

加納高等学校教育課長が、令和7年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

### 第14号議案 令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準について

尾本義務教育課長が、令和7年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

## 8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題 訴えの提起については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

協議題 訴えの提起について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

## 9 その他

なし

## 10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として内田委員を指名した。
- (2) 請願第3号「職員処分において、「事情聴取の記録のない処分」は、正確性に欠け、処分に対して公平を欠くことになるので、事情聴取の記録を作成させ(提出させ)、処分審査における、処分時の関係職員に配布後、処分等を行うことを、もとめる請願。」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2名